

第1章 総則

第1条（名称）

当会の名称は「認定NPO法人振興会」（以下「振興会」という）と称します。

第2条（運営）

振興会の運営・管理は特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会（以下「シーズ」という）があたります。

第3条（目的）

振興会は、振興会の会員（以下「会員」という）に対し、認定特定非営利活動促進法人の認定（以下「認定」という）取得の準備、認定の申請、認定の更新、認定後の制度活用に関し必要とされる情報の提供その他のコンサルティングサービスを提供することにより、会員の組織及び活動の充実・発展を図ることを目的とします。

第2章 会員

第4条（会員）

振興会の会員は、本規約・細則及び、シーズが定める事項を遵守することで、振興会が提供するサービスを受けることができます。

第5条（会員種別）

振興会会員種別は以下の各号のとおりとします。但し、必要に応じ会員種別を変更する場合があります。

- （1）所轄庁認定NPO法人
- （2）所轄庁仮認定NPO法人
- （3）国税庁認定NPO法人
- （4）認定を目指すNPO法人
- （5）その他、認定を目指す団体等

第6条（会員資格）

会員は会員規約を承認し、当振興会の会員としてふさわしい活動と社会的信用を確立しようと努力している団体とします。

但し、以下の項目に該当する団体はご入会をお断りする場合があります。

- （1）暴力団、暴力団員、暴力関係団体または関係者、その他反社会的勢力に属されている方が所属

し、又は支配している団体

- (2) 本規約・細則又はシーズが定める事項を遵守できない団体
- (3) 法令違反等で認定取消処分となった団体
- (4) その他シーズが不相当と判断した団体

第3章 入退会

第7条（会費）

会員は、シーズが別途細則で定める各年度（毎年4月1日から翌年3月31日迄）の年会費（以下会費という）を前もって支払うものとします。第2年度以降の支払は、毎年4月中にお願いします。納入された会費は理由の如何にかかわらず返還しないものとします。また、除名又は会員資格の喪失の場合、会員資格を失った時点で既に発生していた会費の支払債務は、除名又は会員資格喪失により影響を受けません。

第8条（入会手続）

入会に当たっては、所定の入会申込書を振興会事務局へご提出ください。審査した後、承認されれば年会費をお支払いいただき、それで入会手続完了です。

第9条（会費のお支払い）

年会費のお支払方法は、当会が指定する口座に振り込みとし、初回は事務局で承認後、継続時には毎年3月頃に年会費のお支払いに関してご連絡いたします。

第10条（会員証）

1. 振興会は、全ての会員に対して会員IDを発行します。
2. 会員IDは当該会員団体のみが利用でき、他に貸与・譲渡は出来ません。
3. 会員は、振興会サービス利用時には、常に会員IDを提示するものとします。

第4章 事務局の営業時間

第11条（営業時間・休日）

振興会事務局の受付時間は原則として午前10:00～午後18:00とします。

振興会事務局は原則として土日祝日を定休とさせていただきます。また、夏期・年末年始に数日間の特別休日を設ける場合があります。

第12条 振興会のサービスの活用

1. 会員は、シーズまたは振興会が提供する以下の基本サービスを利用することができます。
 - ・NPO法や認定NPO法人制度やその関連制度の最新動向をお知らせするメール通信
 - ・シーズ又は振興会のイベントやセミナーの会員料金（割引料金）での参加

- ・シーズの発行物・刊行物の会員割引料金での購入
 - ・会員専用の「会員Q&Aサイト」上の、NPO法人制度やその運営に関する各種情報提供のページ、及びこれらに関する会員の疑問を解決するための「NPO質問箱」のページの利用
 - ・NPO法人制度や認定制度の改善について、政府等への働きかける場の利用
 - ・一般的なNPO制度等に関するメールによる専門相談員による相談対応（年5～6回程度）
- ※ただし、団体の個別案件に関する相談は別メニューになります。ご質問ごとにご相談ください。

2. 会員がNPO法人制度やその運営について抱える個別的問題については、会員は振興会が提供する個別サービス（有料）を受けることができます。

3. 「会員Q&Aサイト」の利用に関しては、次の要領に従うものとします。

- ①会員が「会員Q&Aサイト」を利用するときは、当該会員の登録パスワードを入力してこのサイトに接続するものとします。
- ②振興会が、「会員Q&Aサイト」への会員の質問、回答その他の内容が「会員Q&Aサイト」に掲載するのにふさわしくないと判断したときは、振興会はその掲載をせず、または掲載されているものを削除することとし、会員、回答者はこれに異議を申し立てません。
- ③「NPO質問箱」は、ウェブ上の質問と回答の場を提供するものであり、質問に対し必ず回答がなされることを保証するものではありません。また、回答は、回答者が任意に回答するものであり、その回答が正しいものであると保証するものでもありません。回答を利用するかどうかは、会員の責任と判断に基づいて行うものとし、シーズ、振興会、回答者は、当該回答について何らの法的責任を負わないものであることを会員は承認します。
- ④会員及び回答者は、「会員Q&Aサイト」への会員の質問、回答その他の投稿の著作権がシーズに帰属することを承認いたします。
- ⑤会員及び回答者は、「会員Q&Aサイト」への会員の質問、回答その他の投稿が、第三者の権利を侵害したときは、当該会員または回答者はこの侵害に対する一切の責任を負担し、シーズまたは振興会に対し何らの損害も生じさせないことを確認します。会員がパスワードの不正利用に協力した場合において、その不正利用者が第三者の権利を侵害したときは、当該不正利用者と共に当該会員もこの侵害に対する一切の責任を負担するものとします。
- ⑥会員がパスワードの不正利用に協力したとき、または「会員Q&Aサイト」へ第三者の権利を侵害する恐れがある質問その他の投稿をしたときは、振興会は当該会員に対し、「会員Q&Aサイト」の利用を禁ずる措置をとることができるものとします。

第13条（振興会の情報連絡方法）

サービスの運営上の告知、広告、またはご意見募集などは、ユーザーの登録アドレスに対して、メール（携帯電話のメールアドレスは不可）でご連絡いたします。

第14条（個人情報の保護）

1. 個人情報は、シーズが別途定めてホームページ上に掲げているプライバシーポリシーに則り、適正に取り扱うこととします。
2. 会員の同意なく、機密保持契約を結んだ協力企業以外に会員の個人情報を開示することはありません。

ん。ただし、以下の場合に、個人情報を開示することがあります。

- ①法令に基づいて、開示が必要であるとシーズが合理的に判断した場合
- ②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であると判断した場合
- ③公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であると判断した場合
- ④国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断した場合
- ⑤合併その他の事由によりサービスの主体が変更され、サービスの継続のため個人情報を移管する必要があると判断した場合
- ⑥本サービスの利用料金の支払いについて、シーズが提携する決済代行会社、クレジットカード会社等に対して、クレジットカード決済等に必要な範囲内、およびクレジットカード決済等の不正が疑われる場合等において、その真偽を確かめる為に必要な範囲内で提供する場合。

第 15 条 振興会のサービスの会員外等の利用

1. 会員以外の方は、振興会が提供するサービスのご利用はできません（ビジター申込みのご利用時を除く）。
2. 複数団体が個別サービスを同時に利用することはできません。
3. 会員の構成員、役員であっても、シーズの許可なしに、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、行政書士の方は、振興会がサービスを提供する場に同席又は利用することはできません。

第 16 条（各種届出）

1. 振興会を退会される場合（更新されない場合）は、必ず「更新月の 13 日前」までに振興会事務局へ所定の「退会届」をご提出ください。
2. e-mail アドレス、住所、氏名、電話番号などに変更が生じた場合、すみやかに振興会事務局までお申し出下さい。

第 17 条（会員資格の一時停止・除名）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、シーズは会員資格の一時停止・除名を行うことができます。

- ① 振興会の名誉を傷つけた場合や振興会の秩序を乱した場合 および振興会事務局の指示に従わない場合
- ② 認定取消になった場合（当団体に責がない場合を除く） およびその他定められた事項に違反した場合
- ③ 会費および個別のサービス料金を滞納し、シーズから期限を定めた催告にも応じない場合
- ④ 認定 N P O 法人として適切でない行為があったとシーズが認めた場合

第18条（会員資格の喪失）

会員は次の各号の一つに該当する場合、会員資格を喪失します。

- (1) 会費の支払いを遅滞し、シーズからの請求に従わないとき
- (2) 会員より、所定の退会届書提出があったとき。但し、未納金を有する場合完済の後、退会とする。
- (3) 会員団体の破産、解散

第19条（振興会サービスの利用・禁止事項）

1. 会員は振興会サービスの利用に際し、会員規約及びシーズが別に定める細則に従うものとします。
2. 会員は、シーズ又は振興会が会員に対し提供した情報、または会員が振興会のサービスの提供を受ける中で入手した情報を、シーズの許可なく商業行為、政治活動、宗教活動その他に利用することはできません。
3. シーズは特別行事、施設改修などのため、事前に会員に通知を行った後、振興会のサービスのすべてまたは一部の利用を制限することができるものとします。
4. シーズの許可なく振興会が提供するサービス内容、印刷物、情報を他に転載したり、提供・利用することを禁止いたします。
5. 振興会のWEBサービスは、ご利用者の皆様の共有サービスです。皆様で気持ちよくご利用いただけるよう心掛けてください。
6. イベントやWEBなどで、他の会員・お客様にご迷惑がかかるような行為などは禁止します。

第5章 雑則

第20条（サービス内容の停止・変更）

1. 天変地異、著しい社会情勢の変化、及びその他やむを得ない事由が生じた場合、シーズは振興会の活動を一時停止することができるものとします。
2. シーズは必要に応じて、サービス内容の変更を行うことが出来るものとします。

第21条（責任事項）

振興会が提供するサービスによって会員が得た情報の利用はすべて会員の判断と責任において行うものとし、この情報利用によって生じたトラブルに関しては振興会及びシーズは責任を負いません。また、振興会が提供するインターネット上のサービスを利用した会員間や会員の構成員間に生じたトラブルについても同様とします。

第22条（諸料金の変更）

振興会は会員が負担する諸料金を、社会経済情勢の変動に応じて変更できるものとします。この場合は、1か月前に事前告知することとします。

第23条（サービスの停止・利用制限）

シーズおよび振興会は協議の上、下記の内容に該当する場合、予告無しにサービスの全部もしくは一

部を停止、または、利用制限を行う場合があります。

- (1) 天候・災害・その他により、サービス提供が不可能と認められる場合。
- (2) 事務局の改修・補修・点検等、やむを得ないとき。
- (3) シーズの主催する特別行事を開催するとき。
- (4) 法令の制定・改廃・行政指導・社会情勢等やむを得ないとき。
- (5) 経営上、必要と認められたとき。

第24条（免責事項）

会員・ビジターにおいて、本サービスの利用時、個別サービスにおいて契約を結んでいる事項以外については、振興会は一切賠償の責を負わないものとします。

第25条（細則）

本規約に定めていない事項、業務上必要と認められる細則はシーズがこれを定めます。

第26条（改正）

振興会会員規約の改正は、シーズが必要に応じて行うことが出来るものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとします。ただし、改正前には、必ず会員に告知することとします。

2014年3月1日